

# 立川市都市計画審議会

令和7年1月21日（金）

○日 時 令和7年1月21日(金曜日)午後2時00分

場 所 柴崎学習館ホール

○出席委員(11名)

会長 4番 古川公毅君

副会長 1番 大橋南海子君

3番 嶋田貞芳君 6番 町田修二君

9番 森比呂志君 10番 宮本直樹君

11番 あべみさ君 12番 いしとびかおり君

13番 門倉正子君 14番 高畠奈美君

15番 中町聰君

○欠席委員(5名)

2番 小野和久君 5番 村山顕人君

7番 五十嵐潤一君 8番 高橋友美君

\*五十嵐委員の代理として室星予防課長が出席 \*高橋委員の代理として小楠交通課長が出席

16番 山本みちよ君

○出席説明員

市長 酒井大史君 副市長 小林健司君

都市整備部長 小林誠二君 都市計画課長 大和田智也君

都市総務係長 鈴木隆義君 都市計画係長 後藤貴子君

都市総務係 永瀧友規君 都市総務係 田中雄輝君

都市総務係 小林沙奈枝君 都市計画係 斎藤史晃君

産業まちづくり部長 太田勇君 農業振興課長 八谷俊太郎君

農業振興課農地政策係長 熊谷寛君 農業振興課農地政策係 東島信幸君

○議事次第

1 辞令伝達式

2 開会

3 市長挨拶

4 議題

(1) 案件審査会

諮問第1号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について

諮問第2号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

(2) 案件説明会

次期都市計画マスタープランの策定について

5 閉 会

開会 午後2時00分

○大和田都市計画課長 皆さん、こんにちは。

私、立川市都市整備部都市計画課長の大和田と申します。

定刻になりましたので、都市計画審議会を開催したいと思います。

ここから着座にて失礼させていただきます。

本日は、初めに審議会開催に先立ちまして、辞令伝達式を行わせていただきます。議会選出以外の委員につきましては、11月19日に前期の任期が満了となりましたので、11月20日付で新たに都市計画審議会委員を任命するものでございます。

本日は、市民委員2名、学識経験者の委員6名、関係行政団体委員として立川警察署長様、それから立川消防署長様の任命をいたします。

それでは、順番にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方はその場で御起立をお願いいたします。

古川公毅様。

○酒井市長 古川公毅殿。立川市都市計画審議会委員に任命する。令和7年11月20日。

立川市長、酒井大史。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 森比呂志様。

○酒井市長 森比呂志殿。以下同文とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 五十嵐潤一様。

○酒井市長 五十嵐潤一殿。以下同文とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 高橋友美様。なお、高橋様、御公務により本日御欠席でござりますので、代理で立川警察署交通課長の小楠様に出席をいたしております。

○酒井市長 高橋友美殿。以下同文とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○大和田都市計画課長 町田修二様。

○酒井市長 町田修二殿。以下同文とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 嶋田貞芳様。

○酒井市長 嶋田貞芳殿。以下同文とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○大和田都市計画課長 大橋南海子様。

○酒井市長 大橋南海子殿。以下同文とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○大和田都市計画課長 なお、村山顕人委員、小野和久委員につきましては、本日御欠

席のため、後日辞令を郵送させていただきます。

また、市民委員の宮本直樹委員、本日遅れて参加するとの御連絡を受けておりますので、後ほど事務局より辞令をお渡しさせていただきます。

ここで、新たに委員に任命された皆様から一言ずつ御挨拶を頂戴いたします。

古川委員より順によろしくお願ひいたします。

○古川委員 古川でございます。引き続きですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 森委員、一言御挨拶いただけますか。

○森委員 森比呂志と申します。立川市一番町に35年前から住み始めました。今、新たな市民として参加させていただくようになりましたので、よろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 先ほど辞令伝達式のときに私のほうから紹介が漏れてしましました。

本日、五十嵐様、御公務により欠席でございますので、代理で立川消防署予防課長の室星様に出席をいただいております。一言お願ひいたします。

○五十嵐委員代理（室星） 立川消防署予防課長の室星と申します。今日は五十嵐のほう、公務で来れませんので代理で御挨拶させていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 小楠様、よろしくお願ひします。

○高橋委員代理（小楠） 皆さん、こんにちは。立川警察署交通課長の小楠と申します。

署長の高橋が公務のため来れませんでしたので、代わりに来ております。どうかよろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 続きまして、町田委員、お願ひいたします。

○町田委員 町田でございます。引き続きでございます。どうぞ皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

○大和田都市計画課長 嶋田委員、よろしくお願ひいたします。

○嶋田委員 皆さん、こんにちは。引き続きで委員を務めさせていただきます嶋田と申します。よろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 最後、大橋委員、よろしくお願ひいたします。

○大橋委員 私も引き続きで、よろしくお願ひいたします。

○大和田都市計画課長 ありがとうございました。

以上をもちまして、辞令伝達式を終了いたします。これから2年間、どうぞよろしく

お願いいいたします。

---

○大和田都市計画課長 次に、現在、会長の席が空席となっておりますので、仮の座長の選任を行った上で、会長の選任を行いたいと思います。仮座長の選任につきましては、事務局に御一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大和田都市計画課長 ありがとうございます。

御異議なしとのことでございますので、年長委員の古川委員に仮座長をお願いしたいと思います。古川委員、仮座長の席に御移動お願いいいたします。

○仮座長（古川委員） 事務局から仮座長を選任されました古川でございます。委員の皆様におかれましては、会長の選出までの間、御協力をお願いします。

それでは、審議会の開催に先立ちまして、立川市都市計画審議会会長の選任を行います。

会長の選任につきましては、立川市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の中から互選で選任することになっておりますので、皆様からの御意見をお伺いいたします。どなたか御意見がございますか。

どうぞ。

○嶋田委員 会長の選任につきましては、前期に引き続いて、都市計画行政に大変精通されて、御経験も豊かな古川委員に会長のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○仮座長（古川委員） ただいま嶋田委員から私、古川を会長に御推薦いただきました。

皆様にお諮りしたいと思います。私を会長に選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仮座長（古川委員） 御異議なしとのことでございますので、私、古川が引き続き会長を務めさせていただきます。

会長選任に伴い、仮座長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございます。

○大和田都市計画課長 では、古川会長、引き続き会長としてどうぞよろしくお願いいいたします。

先ほどと重なって恐縮でございますが、一言会長として御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願ひします。

○古川会長 大変ありがとうございました。今、御選任いただきました古川でございます。

非常に大切な時期になっておることを身に染みて責任を感じております。今後とも尽力を立川市の発展のために都市計画の充実のため、委員の皆様のお力を借りて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、現在、副会長席が空席になっておりますので、副会長の選任を行いたいと思います。

副会長の選任に当たっては、立川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の互選により定めることになっておりますので、御意見を伺います。どなたか御意見はございますか。

鳴田委員、どうぞ。

○鳴田委員 それでは、私のほうから推薦させていただきます。まちづくりに関して御活躍をなされております大橋委員に副会長を推薦いたしたいと思います。

○古川会長 ただいま鳴田委員から大橋委員を副会長に推薦するとの発言がございました。

皆様にお諮りしたいと思います。大橋委員を副会長に選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長 御異議なしとのことでござりますので、副会長に大橋委員を選任いたします。

では、大橋副会長、副会長席へとお移りいただき、一言御挨拶をお願いいたします。

○大橋副会長 大橋です。先ほど古川会長もお話しになりましたけれども、今、都市計画関連の世界が激動していまして、いろんなことが都市計画、まちづくりに関わってくるような変化がたくさんあります。私も立川市とかほかの市の色々な事例を見ながら、試行錯誤しながらこういう業務に携わっているという状況で、できる限りこれからも勉強しながら都市計画審議会での役割分担を果たしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○古川会長 大橋副会長さん、ありがとうございました。

以上で、会長及び副会長の選任の議事は終了いたしました。

---

○古川会長 それでは、これより都市計画審議会を開催いたします。

初めに、立川市長さんより御挨拶を頂戴いたします。

○酒井市長 皆様、こんにちは。市長の酒井でございます。

本日は大変お忙しいところ、立川市都市計画審議会に御参席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には平素、立川市のまちづくり、また審議会運営に御協力をいただきおりすることを心より御礼を申し上げます。

さて、当審議会の委員につきましては、議会選出の委員を除き、本日 10 名の皆様方に辞令を交付させていただきました。今回、学識経験、また行政機関、また市民公募という形で御就任をいただきました皆様方には、大変お忙しい中、心よくお引き受けいただき、また市民委員の皆様方には立川市のまちづくりに関心をいただき、御応募いただいたことを心より御礼を申し上げます。

どうか 2 年という任期でございますけれども、立川市のまちづくりについてともに考え、そして方向を示していくために御協力をいただければと存じます。

さて、本日は案件審査が 2 件、案件説明が 1 件でございます。詳細につきましては後ほど担当より御説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようにお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

○古川会長 ありがとうございました。

次に、資料等の確認について事務局よりお願いします。

○大和田都市計画課長 事務局より委員の出席と資料の確認を併せてさせていただきます。

本日は、村山委員、小野委員、山本委員が御欠席でございます。また、市民委員の宮本委員は遅れて参加すると御連絡をいただいております。また、五十嵐委員については、立川消防署予防課長の室星様、また、高橋委員については、立川警察署交通課長の小楠様が代理として参加をされております。

引き続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

まず、本日の資料、事前に郵送させていただいた資料ですが、黄色の表紙「立川市都市計画審議会資料（諮問）」といったものでございます。また、本日机上にたくさんの資

料を配付させていただきました。1つ目に「次第」、続きまして「参考資料（諮問第1号関連）」、同じく「参考資料（諮問第2号関連）」、あわせまして、国土交通省の資料で「生産緑地制度の概要」と書かれたもの、水色の表紙の「立川市都市計画審議会資料案説明」といったもの、それから左肩に「御質問と回答（会議録の抜粋）」と、A3の資料、右肩に「当日配付資料」と記載があるのでございます。

過不足はございませんでしょうか。また、何か過不足ございましたら、いつでも事務局にお申しつけくださいませ。

それでは、会長にお渡しいたします。お願いいいたします。

---

○古川会長 お預かりします。

お手元の次第に沿って進行いたします。

初めに、立川市長さんより諮問をお願いいたします。

○酒井市長 立川市都市計画審議会会长 古川公毅殿。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

諮問第1号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について。

諮問第2号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○古川会長 お預かりいたしました。

お手元の次第に沿って進行いたします。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいません。

○古川会長 それでは、案件説明に入ります。

本日、審議いたします案件は諮問第1号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について、諮問第2号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、以上2件でございます。

なお、この2件についてはともに生産緑地地区に係る案件であることから、説明及び質疑応答は一括で行います。

では、説明をお願いいたします。

○大和田都市計画課長 初めに、立川市における生産緑地地区に係る事務について御報

告をいたします。生産緑地地区に係る事務につきましては、これまで都市計画課で所管をしておりましたが、生産緑地地区の指定、解除等の受付業務は農業委員会を所管する農業部局との親和性が高く、また、令和7年度の組織改正によって新たに農業振興課が創設されることもありまして、農業従事者の窓口のワンストップといった観点から、令和7年度より農業振興課で所管することとなりました。

本日、生産緑地に係る諮問2件につきましても、農業振興課より御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○八谷農業振興課長　　ただいま御紹介していただきました農業振興課長の八谷と申します。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

初めに、本日は初めて都市計画審議会に御出席なさる方もいらっしゃるため、生産緑地制度、特定生産緑地制度について簡単に御説明を申し上げます。

お手元に生産緑地制度の概要、右上に国土交通省と書かれた資料を御用意いただけたらと思います。

右下にページ番号を振ってございます。1ページ目を御覧ください。生産緑地制度とは、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している、こちらの資料では500平方メートル以上となっておりますが、立川市の場合は条例で300平方メートル以上の農地を都市計画に定め、建築開発行為などを許可制とすることにより規制をいたしまして、都市農地の計画的な保全を図るといった制度となってございます。

また、市街化区域内の農地は宅地並みの課税が課されるのに対して、生産緑地は固定資産税や相続税の税制特例措置が適用されるものとなります。

こちらの制度を適用いたしまして生産緑地の指定を受けると、30年間の営農の義務が課される。また、主たる従事者の死亡や故障を除いては、途中の解除は不可となる制度になります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページ目になります。こちらは特定生産緑地制度の説明資料となります。こちら特定生産緑地制度とは、所有者等の意向に基づきまして、生産緑地を特定生産緑地として指定することにより、生産緑地の指定から30年経過後もこれまでと同様の税制特例措置と営農義務が適用され、10年ごとに繰り返し延長できるという制度になります。生産緑地30年で解除となりますと、緑地面積が減っていくといった可能性がありましたので、特定生産緑地制度というものを新た

につくりまして、10年……

○古川会長 資料のページ数を言ってください。6ページですね。

○八谷農業振興課長 6ページになります。特定生産緑地制度になります。特定生産緑地制度につきましては、生産緑地の30年経過後のさらに10年延長できるといった、そういう制度でございます。こちらによって、さらに農地が保全されていくといったことになってまいります。

非常に簡単ではございますが、生産緑地制度について御説明をさせていただきました。こちらの生産緑地制度の概要のほう、後でより詳細な内容については御確認いただけたらと思います。

では、案件の説明に入らせていただきます。

諮問第1号 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について御説明をさせていただきます。

黄色の表紙のほうの資料をめくっていただきまして、目次がありまして、その後、1ページ目から順に計画書などとなってまいります。

今回、立川市の生産緑地地区につきましては、7月1日から翌年6月30日までの間の1年分の削除や追加等をまとめて集計し、毎年1月1日に都市計画の変更を行っているものです。

今回は令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間の削除や追加等をまとめたものを都市計画の変更案として諮問させていただくものでございます。

黄色の表紙の資料につきましては、都市計画決定図書案の写し及び計画図となっております。

目次の次のページです。真ん中下にページ番号が振っております。縦長の左上、立川都市計画生産緑地地区の変更（立川市決定）を御覧いただけたらと思います。

生産緑地地区の次の3項目を変更するものとなります。

第1に種類及び面積についてです。今回の生産緑地地区の変更告示の予定面積は約181.64ヘクタールとなります。昨年度は変更時点で約185.07ヘクタールでしたので、約3.43ヘクタールの減少となります。

続いて第2、削除のみを行う位置および区域についてです。公共施設への転用及び買取申出により行為制限の解除によるものです。件数は20件、面積は約3万8,360平方メートルとなります。

第3、追加のみを行う位置および区域についてです。農業との調和を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加するものです。4件、4地区、約870平方メートルを新たに生産緑地地区に追加いたします。

そちらの資料の裏面を見ていただきますと、2ページ目になります。新旧対照表と変更概要になります。

新旧対照表では、各生産緑地の地区番号ごとに増減を取りまとめております。

表の下段、計の欄を御覧ください。

変更前の地区件数及び面積は、昨年度の告示時点で337件、約185万680平方メートル、ヘクタールで言いますと185.07ヘクタールとなっております。続いて、表の右側にございます変更後の地区件数です。変更前の件数より4件減り、333件、面積は削除、追加及び面積精査をいたしまして約3万4,280平方メートル減り、面積としては181万6,400平方メートル、ヘクタールで181.64ヘクタールとなっております。

続きまして、資料の3ページをお開きください。

こちらは、立川都市計画生産緑地地区（立川市決定）の計画図となります。資料番号が分かりにくいですが、表の真ん中下で折り込みのところに隠れてしまっていますが、3ページということでなっております。このページから13ページまでは計画図となります。今回変更を行う地区を図示しております、図面上に記載のある番号は先ほど御説明いたしました資料1と2の左段の表にある番号の地区の位置を示したものとなっております。既に生産緑地地区として決定されている区域を既指定区域として縦線で表示しております。今回削除のみを行う区域については黒塗りとなります。例えば3ページの左上448のところが黒塗りとなっている、そういう表になります。続いて、今回追加のみを行う区域を横線で表示しております。

以上で、都市計画決定図書の説明のほうを終わらせていただきます。

また、本日お配りしております参考資料として、諮問第1号関連の資料を机上に配付してございます。こちらを簡単にお話しさせていただきますが、参考資料の1が立川都市計画生産緑地地区変更箇所位置図となります。立川市全域の削除または追加などの今回の都市計画変更箇所を記載したものとなります。

続いて、めくって参考資料2が生産緑地地区削除案件の概要です。地区番号ごとの削除面積、事実の発生日及び事由を記載したものとなります。

参考資料3が生産緑地地区の推移。当初決定から今回の都市計画決定予定の期間の指定面積の推移となっております。

参考資料4が、立川都市計画生産緑地地区（立川市決定）指定状況一覧です。生産緑地地区面積や市街化区域内農地面積の市全体面積に対する割合などを記載しております。

最後に参考資料5が、近隣市の生産緑地等の状況となります。立川市と近隣市の生産緑地や農地の状況について記載したものとなります。御参考に御覧いただければと思います。

この立川市都市計画生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）につきましては、令和7年10月1日から10月15日までの2週間縦覧を行い、縦覧された方はいらっしゃいませんでした。

今後の手続につきましては、本日の審議会を経て、令和8年1月1日付で変更の決定告示を行う予定でございます。

以上で、諮問第1号の説明を終わります。

続きまして、諮問第2号 特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について御説明をさせていただきます。

立川市の生産緑地地区の大部分は生産緑地法改正直後の平成4年及び平成5年に都市計画決定をしております。決定から30年経過後はいつでも買取申出が可能になることから、令和4年以降の生産緑地は都市計画上、不安定な状態に置かれることとなりました。

また、税制優遇を受けていた生産緑地は決定から30年経過後は農地課税から宅地並み課税になります。相続税等の納税猶予も現世代までとなり、次世代納税優遇は受けられなくなるという状態でした。そのような中、最初に、御説明いたしました特定生産緑地制度、こちらが平成30年4月に新たに創設をされております。本市では、平成4年度から平成7年度に指定した生産緑地について、平成31年度より特定生産緑地の申請受付を開始いたしまして、令和4年度より特定生産緑地の指定を行っております。

令和7年1月1日時点で1,436筆、約175万5,551平方メートルの特定生産緑地が指定されております。生産緑地地区のうち約95%が特定生産緑地に指定されております。

本日の意見聴取の案件につきましては、平成8年度、平成9年度に指定した生産緑地地区につきまして、間もなく指定から30年を迎えるに当たり、所有者から特定生産緑地の指定申請がありましたので、特定生産緑地の指定に当たっては生産緑地法第10条の2、第3項に基づきまして、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされておりま

すことから、本審議会に意見を求めるものでございます。

長くなりましたが、資料の御説明をさせていただきます。資料は 14 ページ、先ほどの黄色の表紙の 13 ページが終わった後に横長で特定生産緑地（立川市）の指定書というものが 14 ページでございます。

今回、特定生産緑地への指定申請があった生産緑地は 2 件です。表中の番号は特定生産緑地の指定地区番号となります。位置は指定地区の所在地となります。次に、それに対応する生産緑地地区番号があります。続いて面積です。初めに令和 7 年 1 月 1 日現在の当該生産緑地地区の面積を載せております。続いて、特定生産緑地として既に指定されている区域、今回新たに指定する区域の面積を載せさせていただいております。

続いて、申出基準日について御説明をいたします。申出基準日とは、当初決定した生産緑地が満 30 年となる日を表しております。今回申請のあった生産緑地は令和 8 年 9 月 11 日、令和 9 年 10 月 31 日にそれぞれ満 30 年を迎えるということになります。

そして、こちらの特定生産緑地に位置づけられるところがどこかというところが資料の 15 ページ、また 16 ページになってまいります。こちらが指定図となります。令和 7 年 1 月 1 日時点の生産緑地地区を太枠で示しております。そのうち既に特定生産緑地に指定された箇所をやや目の粗いクロスの網かけで表示しております。今回新たに特定生産緑地として指定する箇所を目の細かいクロスの網かけで表示しております。15 ページですと真ん中、図中の R 8-191、それから 16 ページでは R 9-419 と、非常に 16 ページのほうは小さな図になりますが、こちらの 2 か所が今回の指定となる箇所になります。

また、本日お配りした参考資料（諮問第 2 号関連）には、これまでに指定した特定生産緑地や新たに指定する特定生産緑地についての概要を記載していますので、参考に御覧いただければと思います。

最後に今後の手続について御説明をいたします。今回申請のありました 2 件につきましては、次年度以降、それぞれの申出基準日の直前に特定生産緑地の指定公示を行う予定であります。公示の期間までには所有者相続等が発生する可能性がありますので、買取申出があったときは特定生産緑地の指定申請の取下げがされることがありますので、その際には改めて都市計画審議会にお諮りし、御意見をいただいた上で指定公示をする予定となっております。

諮問第 2 号の説明については以上となります。よろしく御審議くださるようお願いいいたします。

○古川会長 説明は終了しました。

まず、ただいま説明のありました諮問第1号と諮問第2号に関して御質問がありまし  
たらお受けいたします。

どうぞ。

○大橋副会長 3点、質問です。

1つ目は、2ページのほうの生産緑地の面積の精査増というのがあります、最後の行  
ですが、3,200 平米ってすごく大きくなっているんですけども、この理由をお聞きし  
たい。特にナンバーが348などですかね。これで精査増1,720平米って、これは測量上  
限でもないのでお聞きしたい。それが1つ目の質問です。

2つ目は公共用地、要するに都市計画道路に指定されている生産緑地、今回解除にな  
ったところが5か所ほどあります。31、178、210、236、323です。先ほど2か所は公共  
転用したと。参考資料の2のほうで公共施設転用した2か所出てきていますが、それに  
該当しないところがありますので、都市計画道路にかかっている生産緑地なので、その  
辺の対応はしなかったのかということをお聞きしたい、これが2点目です。

それから3点目は、この後、都市マスの話が出てくるかと思いますが、生産緑地の保  
全活用というのが、それから都市マスの中でも 緑農住宅地域がすごく立川の場合  
は多いんですが、そういう中で今回の3.4ヘクタールですか、平成4年の法改正からだ  
けでも67ヘクタールぐらいですか、生産緑地が減少しているので、こういう減少の状態  
の中で今回も3.4ヘクタールほど減少していますので、このまま続くとなくなってしま  
うというような状況かと思うので、その辺の対策についてお聞きしたいのが3点目です。  
お願いいたします。

○古川会長 では、市のほうでお答えください。

○大和田都市計画課長 御質問ありがとうございます。

まず1点目の都市計画道路にかかっている部分の買取りをしなかったのかというとこ  
ろ、2点目でしたっけ。1点目は何だっけ。

失礼しました。面積精査、これは測量誤差ではないんではないかといったような御質  
問だったんですけども、ページでいきますと12ページ、図面の番号ですと11分の10  
というところの348番の生産緑地の一部が解除されて、面積精査増はかなり1,000平米  
を超えてるということでございます。これ正確なものは指定の通知書を見てみないと  
分からんんですけども、この形からすると、生産緑地が解除されて、今実際にこれ

たしか開発行為ということで届出が出ていたと思います。申請当時はやはり実測値ではなくて、公図と登記簿で申請をしていると。かなりこれだけの大きい面積で開発行為をかけると、砂川のほうはこの辺りですと縦に 1.15 倍ぐらい伸びているといったようなこともありますので、実際は縄伸びをして全体の面積を開発に伴って測り直したところ、それぐらいの面積精査増が出たということですので、1,000 平米、かなり大きいという数字ですけれども、砂川にあってはまれにあるということで御理解をいただきたいと思います。

○大橋副会長 確認していただけたらいいんですけれども、1,700 平米というのは結構大きな面積なので、なかなか測量の誤差では出てこない面積なので、再確認していただければと思います。150 もです。

○大和田都市計画課長 そこは改めて確認させていただきます。ありがとうございます。それと 2 点目の都市計画道路にかかるところの御質問、まさに今、同じ図面を見ていただいて、12 ページの図面でいうと 11 分の 10 というところ、立 3・4・21 号線、それから立 3・4・15 号線に絡んでの、ここについては都市計画道路として買収をさせていただいた公共買収なんですが、それ以外の都市計画道路にかかっている生産緑地というのは買取申出等が出てきて、当然東京都等にも照会したんですけども、買取の希望がなかったということで解除をしたというものでございます。

○大橋副会長 そういう地区も多いんですが、何か対応策がないんでしょうか。農家さんの側から見ると、都市計画制限を受けていたので解除しますということだと思うんです、相続に合わせて。そのときに市のほうで、時期が整備の実施時期に合わないからという理由で買い取らないという形で何年も待たされて、土地利用もできない、転換もできないということなので、例えば中間的に利用する支援をするとか、あるいは中間組織が取りあえず用地を取得しておくとか、そういう方策を考えていかないのでしょうか。

○大和田都市計画課長 都市計画の担当としては、まさに大橋副会長から言っていただいたような思いでございまして、何とか買いたいということで、府内では都市計画としては買取りの必要性があるのではないかということなんですけれども、やはり資金的な問題でなかなか買えないといったような現実がございます。また、都市計画道路についても御存じだと思いますけれども、優先整備路線等々の考えがございまして、今回該当している部分については全て東京都施行の予定ということもありまして、なかなか市が積極的に手を挙げて買うということもできない事情もございました。

○大橋副会長 結構今回筆が多いので、そうですね、分かりました。

○八谷農業振興課長 3点目です。この減少の傾向がこのままいくと続いて農地がなくなってしまうのではないかというところに対する方策ということで御質問いただいたかと思います。これにつきましては、やはり相続が発生するために、どうしても相続税を納税するために農地を宅地化していく、売却していくということで止められないという状況があるということで、その中で今回このような形で特定生産緑地制度も創設されて、また手続もしているというような状況にございます。

農業振興課といたしましてもやはり農地を保全していきたいという思いがありますので、その中では農地バンクなどを通しまして、相続された方が本来売却しなくてもいいけれど、私、農業をやらないから売却してしまおう、そういうことを防ぐように、例えば農地を貸出しして農地として使っていただけるようにしていく、そういうことも農地バンクとしては役割としてできるのではないかなど考えておりますので、まずそういったことができればなと考えております。農業委員会の中でも、現地調査など行う際には、農地の所有者に対して農地バンクのチラシをお配りいたしまして周知しております。少しでも農地を残すという選択肢を取っていただけるように持ち主の方に働きかける、そういうところが一つ方法かなと思っております。

あとは若干になりますけれども、今回のように新しく生産緑地を指定する。駐車場用地だったところを畠にして、さらに生産緑地にしてといった流れで生産緑地にできるといったような、そういうお話をさせていただいておりまして、農地パトロールなどいろいろな機会に農家さんに宅地部分を農地にして生産緑地にするにはどうすればいいかといった、そういうお問合せをいただくような御相談もありますので、このような形で農地の創出もしていくといったことが何とかできたらなと思っております。全体的な流れとしては減少していくというのは避けられないのが現状でございます。

○大橋副会長 農地バンクに関しましては、立川の特性であると思うんです。だから、そういう立川市さん独自の施策としてぜひ頑張っていただいて、農地の減少に対して暫定的にでも活用しながらいろいろな形で保全・活用していただければと。期待していますので、よろしくお願ひします。

○古川会長 ほかに御質問ございますか。

それでは、質問は終了しました。

順次、討論及び採決を行います。

まず、諮問第1号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について、  
討論を行います。討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、これより採決を行いたいと思います。

討論の結果、御意見なしと認められますので、諮問第1号 立川都市計画 生産緑地  
地区の変更（立川市決定）（案）については原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長 異議なしと認め、諮問第1号については、原案のとおりにすることといたします。

次に、諮問第2号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、討論を行います。  
討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、これより採決を行いたいと思います。

討論の結果、御意見なしと認められますので、諮問第2号 特定生産緑地の指定に係  
る意見聴取については原案のとおりにすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長 異議なしと認め、諮問第2号については、原案のとおりとすることといた  
します。

それでは、諮問第1号、第2号についての答申書をお渡しいたします。事務局より答  
申書を。では、答申書をお渡します。

立川市長 酒井大史殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画について答申。

令和7年11月21日付立都都第1331号により立川市長より諮問のあった下記の事項に  
ついて、11月21日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、この案件を慎重  
に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申、諮問第1号 立川都市計画 生産緑地地区の変更（立川市決定）（案）について、  
原案は妥当である。

諮問第2号 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について、原案は妥当である。

以上。

○酒井市長 どうもありがとうございました。

○古川会長 ここで案件審査会は終了いたしますが、続いて案件説明会に移りますので、事務局の準備がございますので、暫時休憩とします。再開は15時ちょうどからといたします。

なお、市長、産業まちづくり部の皆様は公務のためにここで御退席となります。ありがとうございました。

○酒井市長 どうもありがとうございました。

(休 憇)

---

○古川会長 よろしいでしょうか。では、休憩前に引き続いて会議を再開します。

これより案件説明会を開催いたします。案件は1件でございます。今後諮問予定である次期都市計画マスタープランの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○大和田都市計画課長 それでは、立川市都市計画マスタープラン（素案）について御説明いたします。資料1と資料3を併せて御覧ください。次期都市計画マスタープランの策定に当たり、これまでに本審議会には勉強会2回、報告2回の計4回、御説明をさせていただいております。

本日の案件説明会では、立川市都市計画マスタープラン（素案）につきまして、委員の皆様に御説明しますとともに、御確認をいただくものでございます。

今回から新たに審議会委員になられた方もいらっしゃいますので、これまでの経緯や策定の進め方なども含めまして御説明させていただきます。

初めに、都市計画マスタープランとは何かといったことでございます。資料3の左上のほうを御覧ください。都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2、市町村の都市計画に関する基本的な方針としまして、市の基本構想並びに東京都の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープラン、これらに即して策定するものでございます。地域特性を踏まえたまちの将来像やまちづくりの方針等を具体的に示し、無秩序な開発の抑制や適切な土地利用の誘導など計画的な市街地の形成を図ることを目的に策定するものでございます。

本市では平成13年3月、当初計画を策定し、平成23年、平成29年改定を経まして、

今回の改定時期を迎え、必要な作業を進めてまいりました。このたび素案を取りまとめましたので、御報告、御説明するものでございます。

まず、策定の考え方としましては、令和7年4月の今年度策定の立川市第5次長期総合計画ですとか、令和3年東京都が改定いたしました多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と整合を図り、これまでのまちづくりによって培われた本市の魅力を守り、今後のまちづくりに生かすこと。現計画におけるまちづくりの課題への対応を継続しつつ、前回平成29年改定以降の社会等の変化に対応するため、必要な見直しを行い、今後のまちづくりにおける新たなまちづくりの目標や整備方針等を示すこととしています。

今回の策定作業については、目指すべき将来都市構造の考え方へ変更がなく、主要な課題についても前回改定時からの継続事項であること、また、現時点では立地適正化計画を策定する状況には当たらないと判断していることなどから、現計画を基本とした見直しを行うこととしており、計画の全面的な刷新については、今申し上げました立地適正化計画、この策定に合わせて行うものと考えております。

なお、立地適正化計画については、これまでに委員の皆様からも今回の都市計画マスタープラン改定に合わせた策定の必要性など御質問いただいておりますが、本市の現状として、依然人口増加が続いていること、本計画が見据える20年後においても市街化区域内の人口密度がヘクタール当たり80人以上といった密度が維持される見込みであることや、拠点ごとにまちづくりの熟度が異なるため、立地適正化計画の策定により拠点間の格差拡大につながる懸念もあることなどから、現時点では作成すべき状況なく、適切なタイミングを見極めて作成すべきものと考えているところでございます。

それでは、戻りまして改めて資料1、市民意見を反映するための策定体制と取組を御覧ください。こちらは次期都市計画マスタープランを策定するに当たり、市民意見を聴取し、計画に反映するための体制と取組に関して、これまで進めてきた主な内容についてまとめた資料でございます。

まず、市民意見につきましては、企画政策課が先ほど申し上げました第5次長期総合計画の策定時に実施をしました来街者意向調査、それからワークショップ、市政に関するアンケートにおける意見に加えまして、都市計画としましては地域別まちづくり懇談会で寄せられた意見を基に素案に反映をいたしております。

次に、学識意見につきましては、有識者ヒアリングといたしまして、素案の作成段階

において策定の考え方などについて意見をいただいたほか、都市計画審議会への意見聴取などを通じていただいた学識者の意見を反映させております。

また、府内意見につきましては、まちづくり 21 検討部会といった府内の会議体を活用し意見を求めたほか、個別に整理が必要な事項などについては所管部署との適宜調整を行い、素案に反映をしてまいりました。

市民意見についての反映については、当初企画政策課が進めていた第 5 次長期総合計画の検討のスケジュールに合わせて、多数の個別計画が同時に改定が行われるということもありますし、市民参加によるワークショップですとかアンケート等、重複による市民への負担というものが想定できたことから、取上げるテーマや内容が都市計画マスタープランと類似している部分が多い長期総合計画、この策定のための市民ワークショップに都市計画課職員も参加いたしまして、まちづくりの説明といったものを行った上で、参加者からのまちの将来像などについての御意見、これを直接聞くこととしておりました。

また、同時に策定を進めております地域公共交通計画、これの地域別ワークショップにも同様に都市計画課職員が参加いたしまして、地域別のまちづくりに関する市民意見を把握することとしておりましたが、令和 7 年 2 月 10 日開催の本都市計画審議会、この勉強会におきまして都市計画マスタープラン策定を目的とした市民意見を聴取する機会、これが不足しているのではないかといったような御指摘を複数受けたことを踏まえまして、令和 7 年 4 月に市民意見を収集するためのまちづくり懇談会、これを地域別に合計 5 回開催いたしました。このまちづくり懇談会でいただいた意見と計画への反映に関しては、後ほど資料 2 を用いて御説明いたします。

今後の市民意見を反映するための取組としましては、このうち 12 月 25 日から令和 8 年 1 月 20 日まで素案のパブリックコメントを実施し、この間に 1 月 5 日から 10 日にかけまして地域別の 5 回、それから全体会で 1 回、合計 6 回の素案の説明会を開催する予定でございます。今後は素案説明会やパブリックコメントで寄せられた市民意見について可能な限り原案策定に反映していきたいと考えております。

続きまして資料 2 を御覧ください。まちづくり懇談会における御意見と素案の反映についてでございます。

まず初めに、訂正がございます。大変申し訳ございませんが、2か所ほど、表の一番右の該当箇所の欄、番号の記載、表記に誤りがございましたので、おわびして訂正をさ

せていただきたいと思います。

まず1か所目でございます。1枚おめくりいただきまして2枚目の中央地域の上から5行目というんでしょうか、5箱目でございます。防災についてといった行、箱の中で、一番右の欄、4章5節3（2）①としておりますが、②でございます。

2か所目についてでございます。北部中地域、これも次のページでございますが、北部中地域の上から3行目、3箱目というんでしょうか。これも4章2節（2）③としておりますが、4章3節（2）③でございます。大変失礼いたしました。

改めまして、御説明をさせていただきます。令和7年4月19日から26日にかけて地域別に全5回のまちづくり懇談会を開催いたしました。参加人数は延べ44名でございました。都市計画マスタープランに関する概要ですとか次期都市計画マスタープランの方向性、基礎資料としてまちづくりに関する現状、課題などを市から説明の上で、これから立川市のまちづくりについて考えようといったことをテーマに、ワーク1として、地域のよいところ、困り事を共有しよう。ワーク2として、よいところを生かし、困り事を改善するためにできる取組や活動のアイデアを考えようとして、グループごとに意見交換を実施していただきました。資料は地域ごとにいただいた取組ですとか活動のアイデア、土地利用や道路・交通といった分野ごとに分類し、都市計画マスタープラン、どこにどのように反映をしたのかと併せて該当箇所を示したものでございます。

例えば一番最初のページですが、分野別の2段目、道路・交通というところ。自転車、車、人が共存できる仕組みをつくるですか、道路沿いに休めるベンチを設置するなどのアイデアに対して、素案の本編56ページ、これは後ほど御覧ください。素案の本編56ページに4章分野別まちづくりの方針ですが、歩行者、自転車空間の整備に地区計画制度の活用による歩道上空地の確保や、特にJR立川駅周辺では官民が連携して道路等の公共空間の有効活用を進めるといったようなことを記載しております。

また、おめくりいただきまして裏のページでございますが、分野でその他の部分、ここでは様々な意見ですかアイデアといったものをいただいております。こちらについては本編でいいますと120ページ、こちらも後ほど御覧いただければですが、第6章のまちづくりの推進に向けての部分に、多様化するまちづくり手法の構築・活用に、新しいまちづくりの仕組みの構築などについてを記載したほか、その他いただいたたくさんの意見は市政への貴重な意見として賜るものとして整理したといったような整理になつてございます。

非常に数がたくさんございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、資料3、都市計画マスターplan素案の概要と資料4、マスターplanの本編、併せて御覧ください。資料3と資料4、併せて御覧ください。

まず、資料3でございます。次期都市計画マスターplanの構成と概要を示した資料でございます。

第1章はじめにでは、改定の背景、改定の目的、計画の位置づけなどを示しております。

第2章まちづくりの現状・課題では、計画策定に係る本市を取り巻く現状として、人口減少や少子化、高齢化、ライフスタイルの多様化などとともに、国や東京都の動向を示すことで今後のまちづくりに求められる分野横断的な5つの視点で主要課題を整理しております。

第3章立川市の将来像では、整理をしました5つの視点ごとの目標と達成に向けた方針を示しました。また、将来都市構造では現計画の基本的な構成を維持しつつも、これまでの拠点に加え、新たに若葉町団地及びけやき台団地周辺と富士見町団地周辺を生活の中心地に位置づけております。

続いて第4章でございます。分野別まちづくり方針では、第1節の土地利用の方針から第6節まで、にぎわい・活力の方針まで方針ごとに基本的な考え方と整備方針を示しております。

第5章では、地域別・拠点別まちづくり方針で現計画同様、市内を5地域10地区に区分し、地域の実情に即した地域のまちづくりの指針となる地域・地区ごとの目標や方針を示したほか、第7節には、新たに拠点別まちづくり方針を追加しております。

最後第6章でございますが、まちづくりの推進に向けてでは、実現に向けての基本的考え方をお示しいたしました。

今回の改定の主なポイントとしましては、現計画の基本的な構成を維持しつつも、今後のまちづくりに求められる分野横断的な5つの視点を定めまして、視点ごとの目標と達成に向けた方針を示し、資料4の本編ですと、その辺りが例えば第2章第5節36ページ、37ページといった辺りに記載をしております。

また、これまでの拠点に加えまして、先ほども御説明しました新たに若葉町団地及びけやき台団地周辺と富士見町団地周辺、これを生活の中心地に位置づけております。こちらの資料4の本編ですと、42ページ中段に記載しております。

続いて、資料4の本編113ページでございますが、これまでの地域別まちづくり方針に加えまして、複数地域にまたがる立川駅、それから玉川上水駅の周辺について、駅を中心とした拠点のまちづくりに関する方針を分かりやすく示すといった観点から、拠点別まちづくり方針として、中核的な拠点である立川駅周辺と、地域の拠点である玉川上水駅周辺について追加をしたというものでございます。

素案の内容は、簡単ですが以上でございます。

続きまして、資料5を御覧ください。こちらは策定までの取組経過と今後のスケジュールでございます。前回の令和7年3月21日、令和6年度末でございますが、開催をしました都市計画審議会におきまして、令和7年末までの策定スケジュールをお示ししたところですが、今、御説明をさせていただきました第5章の中に、拠点別まちづくり方針、これを新たに追加したことによりまして、当初想定していました予定を3か月ほど延伸することとしまして、本日の案件説明となりました。これまでの取組経過につきましては、資料1で御説明したとおりでございます。

今後の予定でございますが、12月25日から年明けの1月20日まで素案のパブリックコメントを実施し、この間の1月5日から10日にかけまして、地域別及び全体会を含めて合計6回の素案の説明会を開催いたします。その後、いただきました意見を参考に原案を取りまとめ、令和8年2月中旬頃、中旬頃に本審議会、都市計画審議会へ諮問をする予定でございます。本審議会からの答申をいただいた後、令和8年3月、立川市議会第1回定期例会の環境まちづくり委員会への報告を経まして、今年度末、7年度末の策定となる見込みでございます。

なお、本日お配りしました都市計画マスターplan（素案）ですが、本日この場でも当然御意見を賜りますが、後日メールなどで御意見をいただければ幸いでございます。期限が大変短くて恐縮ではございますが、市議会それから市民への素案公表、こういったものの予定がございますので、御意見の受付は今月中とさせていただきたいと考えております。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

また、追加で本日机上に配付しております当日配付資料、A3の右肩に当日配付資料といった資料でございます。これはこれまでの都市計画マスターplanの御説明、それから御報告といった中で、委員の皆様からいただいた意見、それから前回の都市計画審議会でいただいた質問と回答を抜粋したもの。3ページについては、その対応状況等を

示した資料でございますので、こちらも併せて後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○古川会長 説明は終わりましたですか。

それでは、御意見、御質問等に入りますが、その前に改めて私の方から整理いたしましたと、本日の資料5、お手元のA3の資料5にスケジュール表が先ほど御説明がありました。ですから、本日はこのうちの11月21日本日ということになります。これ、まだ3月とか前回は3月21日に報告を受けて、意見をいただいた。そして、本日が11月21日、これから素案のパブリックコメント等があって、原案策定に入っていくというような段階にあるという本日の状況で、改めて御質問や御意見をいただくということと、それから前回の3月21日の質問や意見は別途追加して配付されたA3の資料で改めて前回の議論は御質問、回答、それから御意見、それに対する、どう素案の中に取り入れたかという対応状況の報告ということになっておりますので、そこら辺を踏まえながら御意見、それから御質問をいただければと思います。

それでは、まず御質問からございましたら。

どうぞ。

○森委員 市民委員の森でございます。

スケジュールの中で素案のパブリックコメントの実施というのがあるって、これは大変キーになるアクションだと思うんですが、この中の実施の仕方みたいなところの概略というか、そういうのはもう決まっていらっしゃるんでしょうか。特に目にちは大体分かるので、規模とか進行の仕方とかというのが分かれば教えてください。

○古川会長 お願いします。

○大和田都市計画課長 御質問ありがとうございます。

素案のパブリックコメント、いろんな市の行政計画がありますけれども、同じようなやり方でやっておりまして、今回お示しをしております資料の4、これが電子データになって、ホームページにそのまま載るといったような形でございます。

○古川会長 この厚いやつですね。資料4、これがホームページに載ると、立川市のホームページに載ると。

○大和田都市計画課長 それと市の主要な施設、公民館とか、そこにも紙としても置かせていただきます。ホームページですか広報、それからそういう媒体でパブリックコメントを実施しますよということで広く周知をさせていただきますので、必要な方法

で御覧いただいて、御意見をいただくというような形でございます。

以上です。

○森委員 お聞きしているところは、要するに計画ですので、どのくらいのコメント数というか、量というか、そういうものを期待されて実施されるのかなと。あくまで要は結果をある程度求めているので実施するという、量なのか、声の数なのか分かりませんけれども、数値化された計画というのは何かあるのかなというのを、先ほど言えばよかったですけれども。

以上です。

○大和田都市計画課長 パブリックコメントの件数の具体的な目標というんでしょうか、これぐらいの件数を期待しているというのは実は設定というのではないんすけれども、かなり都市計画マスタープランについては前回、前々回、かなりの多くの件数をいただいている。前回の資料が手元にないのであれですが、一番最初の改定のときには、かなり前の話ですけれども、私が実際担当としてやっていたときには200件とか300件とか、そういった件数をいただいております。最近もそのぐらいの数字は少なくとも来るだろうといった想定はございます。

○古川会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○大橋副会長 市民参加の状況についてお伺いしたいと思います。

それで、資料1の中で、地域別まちづくり懇談会を5回やって延べ44名ということは、1回当たり8人しか来ないということですね。それから、第5次長期総合計画では、アンケートの回答率が3割。それから来街者意向調査は域外の方というふうな認識ですから、これは該当しない。それから、ほかのペーパーで資料5の中に、令和6年1月から3月で地域公共交通計画ワークショップというのを10回やっていますが、これは延べ人数どれぐらいいらしたんでしょうか。

要はアンケートの回答率もすごく低いですし、それから、まちづくり懇談会のワークショップも多分地域別になされたのでしょうか、各地域8人しか来ていないということですね。それを住民参加の意向として取り上げるものなのかなという感じがしたものですから。公共交通のほうはどのくらい集まったか。先ほどパブリックコメントは200ぐらい来ていましたと、前のときはですか。

○大和田都市計画課長 前というか、私が担当したときですで、平成23年のときには

そのぐらいありました。平成 23 年。

○大橋副会長 平成 23 年改定時のパブコメということですね。そうしますと、今回も 200 人ぐらいの人が意見を述べられて当然だと思います。だけど、それを吸い上げていない。それからアンケートも 3 割ですよね、回答率が。大変失礼なんすけれども、ほかの市町村と比べて、あまりにも住民参加が進んでいないので、この資料についてという話じやなくて、もうちょっと住民参加の部分をどうするか、あるいはパブコメの中で受け取れるものは、先ほどの意見からも、広範囲にもう少し P R して、できるだけ市民の、知らない方も多いと思うので、もう少し工夫して、残り期間が原案のまとめまで時間がないので、もう少し頑張る必要があるのかなというのが 1 つです。

それから 2 つ目が、今回、前回の審議会の中で説明を受けて意見を述べたことに対して、コメント資料をつくってくださいました、ありがとうございます。それで少し前進ですが、皆さんの意見が計画案の中に反映されるのはすごくいいことだなと思ったんですが、ただ、都市計画審議会の人数が少ないので、なかなか市民全員の意見を反映しているわけでもないですし。都計審であろうが、ワークショップであろうが、パブコメであろうが、もうちょっと、残り期間は少ないので、ぜひ広範囲に意見を。ほかの市町村では市民団体の方、既に活動していらっしゃるような方の参加機会をつくっていく、市の行政に対して熱心な方ですよね。そういう方々のグループの懇談会みたいなものをやってみるとか、それから商業街区、特に駅中心の商業街区に対しては、今回、最後のページのほうに整理している 2 か所ですが、立川駅と玉川上水駅の拠点の中の地権者とか市民の方の意見を。重要な地区については特別に懇談会を 1 回でも 2 回でも、そうすると、もっとリアルな案になるのではないかなと思うのです。時間がないすけれども、いろいろと頑張っていただければと思います。意見になってしまったんですけども。

ちなみに、交通ワークショップは集まったのは。

○大和田都市計画課長 地域公共交通のほうは延べ約 60 名の参加ということのようでございます。

○大橋副会長 10 回ですから、1 回当たり 5 人ですか。

○大和田都市計画課長 第 1 回が、5 回 × 2 をやっているそうでございまして、第 1 回目のときに延べ 60 名ぐらいといったような形で、第 2 回目も延べ約 60 ということでございます。

○大橋副会長 それは関心が高いということと、もう一つアクセスの仕方がよかったですんじやないかなと思います。都市マスのほうもぜひ頑張っていただきたいと思います。すみません、意見まで言いまして。

○古川会長 ほかに御質問ございますか。  
どうぞ。

○町田委員 スケジュールを1点確認したいんですけども、年度末に策定、年度末で決定をするということですね。決定するのは市議会等の説明をしていただいて報告をし、議論を経た上で市として決定をすると、そういうことになるわけですね。

3月原案と書いてあるんです、一番下の欄に。この原案というのはどういうものなんでしょうか。つまり2月の都計審にかけるものが原案ではないのかなということなんだけれども。ここはミスプリントじゃないのかなというふうに感じたんですけども、いかがですか。

○大和田都市計画課長 御質問ありがとうございます。

資料上なかなか読み取れないところがあつて大変恐縮でございますが、本日は案件の説明をさせていただいて、3月の市議会にも確かに原案ということでございますが、2月中旬、中頃を予定している本審議会、こちらにまず原案、これを諮問をさせていただいて、その時点でほぼ形が固まるのかなというふうに考えております。その後、しっかりと市議会のほうにもその原案というものを報告をして、所定の手続を取りまして、これは市長決裁ということになろうかと思いますが、決定すると。

○町田委員 2月の審議会としては、都計審としての意見を取りまとめた上で議会にかけると、報告すると、そういう段取りだということですね。

○大和田都市計画課長 はい。

○町田委員 分かりました。

○古川会長 ほかに御質問ございますか。  
どうぞ。

○あべ委員 今、委員の方がおっしゃってくださったんですけども、市民への説明会は6回ということなんですねけれども、例えば自治会とかに働きかけるですか、今回団地も入れていくということなので、そういうところに積極的に声掛けをしてやっていく、最終段階にはなってしまったんですけども、ぜひそこからもまた声を拾っていただけたらなと思っています。それで、そういうことをすることで周知を図れるのかなと思っています。

ていますので、ぜひ最後頑張っていただけたらと思うんですが。

○大和田都市計画課長 ありがとうございます。

今回、自治会のほうにも御説明というか、チラシのほうを配っていただくことにしていまして、ちょうど来週金曜日、28日に自治会の常任理事会がございますので、この中で説明をし、配っていただくというような形にしておりまして、今回、先ほど出ましたワークショップをやった地域公共交通計画と産業振興計画、それと都市計画マスタープランの素案、この3つの素案を合同で、先ほど申し上げた日にちで説明会をやっていくということで考えております。

以上でございます。

○古川会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○いしとび委員 御説明ありがとうございます。

私からの重ねてのお願いでございます。大橋委員もおっしゃっていたように、あべ委員もおっしゃっていたように、ヒアリングって非常に私も重要視しております、錦町にインクルーシブ公園を造ってもらったときも、ぜひ障害者、当事者の声を聞いてくださいというふうにお願いをして、それで4団体聞いてもらったんですけども、それで喜んでいたのもつかの間、それってすごく少ない数だということが分かりまして、隣の国立市ですと、30団体ぐらいのヒアリングがあって公園が完成しているということを調査で知りました。ですので、他市と比べてというのはなんすけれども、やはり官民一体となって市民参加のまちづくりをしてほしいと私も強く願いますので、自治会でもそういういった住まいの周辺の皆さんに対してヒアリングができる限り実施の工夫をしていただきたいなと思っております。

○大和田都市計画課長 ありがとうございます。

皆様から大変厳しい御意見をいただきまして、これは私のほうでは応援というふうに思うようにいたします。それで、若干補足というか、繰り返しの部分もあるんですけども、先ほど大橋副会長のほうから、まちづくり団体みたいなところへのヒアリングと、今、いしとび委員のほうからも、そういう団体へのヒアリングということがございました。皆さん御存じかもしれませんけれども、立川市はまちづくり条例を持ってございません。その上でまちづくり団体というのは今、存在をしていないところでございます。そういう意味でも、実は先ほどの説明にも入れたんですが、今後の10年、この都市計

画マスターplanの中に新しいまちづくりの仕組みといったような記載もございます。ぜひ担当としてはやっていきたいという思いを込めてそういったものを記載しておりますので、これは本当に市民参加、永遠の命題だと思っています。可能な限りそういうことをしたいというふうに思っていますので、ぜひ応援をしていただければと思います。

以上でございます。

○古川会長 ほかに御質問ございませんか。

そうすると、御意見がもう出始め、重なって出ているようですが、別途御意見としてございましたら、御質問、御意見併せてありましたら。

○大橋副会長 いただいたのが二、三日前で、それで頑張って目を通したんですが、なかなか細かいところまで見られなくて、あと1週間ぐらい気がついたところがありましたら、皆さんも多分そうじやないかなと、私だけではないと思うので、気がついたこととか、意見があったところがあれば、都市計画課のほうに申し上げてもよろしいですよね。

○古川会長 その点は先ほども出ましたけれども、もう一回そこを。

○大和田都市計画課長 庁内調整がなかなか厳しいものがございまして、重ねて資料の配付が直近になってしまったことをおわびいたします。申し訳ございません。

意見については、今月中ぐらいまであれば何とか市議会、それから市民へのパブリックコメントへのスケジュールに間に合うのではないかというふうに考えていますので、今月中と言いながら、作業としては12月1日月曜日までに何とかいただければ、意見がうまい形で反映できるかなと思っていますので、メール等でいただければ幸いでございます。

以上です。

○古川会長 大変な量なので、読みこなすのが大変なんですけれども、でも、私も昨日1日かけて読みこなしまして、夜遅くまで担当の方にもお願いしたんですけども、11月末までだったらメールでということでございますので、皆様よろしくお願いします。

それでは、これで案件説明会は終了いたします。

本日予定していた案件は以上です。

以上で、都市計画審議会は終了します。

閉会 午後3時42分